

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

整備事業
I 産地競争力の強化を目的とする取組用

(宮城県 平成28年度)

市町村名	事業実施主体名	メニュー① (対象作物・畜種等名)①	事業実施後の状況①						メニュー② (対象作物・畜種等名)②	事業実施後の状況②						事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考		
			成果目標の具体的な内容①	計画時(平成24年)	1年後(平成26年)	2年後(平成27年)	3年後(平成28年)	目標値(平成28年)		達成率	成果目標の具体的な内容②	計画時(平成24年)	1年後(平成26年)	2年後(平成27年)	3年後(平成28年)			目標値(平成28年)	達成率	交付金	都道府県費					市町村費	その他
大崎市	古川農業協同組合	土地利用型作物(稲)	小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組について、その取組量の割合がポイント増加。	41.3% (120,258,5俵) /290,911(俵)	26.6% (82,384俵) /309,879,5(俵)	64.8% (158,588俵) /244,615(俵)	66.6% (170,286俵) /255,616,5(俵)	71.3% (218,180俵) /306,004(俵)	84.3%	土地利用型作物(稲)	事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取組む面積の割合を30ポイント増加。	15.9% (754.3ha/4,734.0ha)	17.9% (826.40ha) /4,606.5ha	20.0% (789.2ha/3,953ha)	18.2% (710.6ha/3,904.9ha)	45.9% (2,115ha/4,608ha)	7.7%	93,240,000	44,400,000	0	0	48,840,000	平成26年5月27日	平成28年度は生産調整等により販売環境は良い方向へ進んだ。産地指定により契約栽培が増加したが、成果目標までは届かなかった。また、環境保全米の取組は、生産意欲の向上のため1農家の奨励金を支出する等の対策を講じているものの微増に留まり成果目標は未達成となった。その理由として、使用できる資材が限定されているため、圃場条件に合わせた肥培管理ができない、また、担い手や大規模農家は栽培面積の拡大により作付の品種構成の組み合わせが困難であった栽培法の制限もあることにより伸び悩んでいる。 なお、高齢化による作業委託、担い手への集約による作付面積の拡大により、施設利用率は98.0%の稼働状況となり、今後とも増加することが予想され、カントリーの果たす役割は今後も重要となっている。 今後の目標達成に向けて、契約栽培の新規取組により、平成28年度の取組割合に5ポイント程度を上乗せする。また、環境保全米作付の意識向上のため日本農業遺産(世界農業遺産申請)を契機とした生物多様性を含めた研修会の開催、環境保全米出荷数量に対する奨励金の支出見直し(現行:カントリー利用に対して1俵当たり100円の支出、見直し案:倉庫、カントリー利用全てに対して1俵当たり100円)による生産者メリット醸成等を図り、取組の拡大を図りたい。	「中食・外食用等向けの契約栽培」の取組は順調に増加し、契約栽培の取組量の割合は平成27年度、平成28年度ともに60%を超える実績が得られた。しかしながら、成果目標値には届かなかったことから、「直接販売」を中心に契約栽培の取組量の割合を増加させる対策が必要となっている。事業実施主体では、JA独自販売向けの契約栽培の掘り起こしを検討していることから、契約栽培に係る高品質・安定生産、産地評価向上に向けて、普及センターによる栽培講習会等を通じた技術的助言や関係機関一体となった産地PR支援を行っていく。 また、環境保全型農業への取組については、成果目標値を大幅に下回っており、「環境保全米」に対応できる生産者の基本技術向上や意識醸成を基本に、大規模経営体への対応も必要と考えられる。事業実施主体による生産者への奨励金の拡充に加え、長期的視点では品種構成の見直し(環境保全米が前提となる「東北194号」の普及拡大等)や適応可能な資材の見直し・検討の助言を関係機関で行いながら、環境保全型農業の取組割合の増加を支援していく。 環境保全米に係る対応にあたっては、県(農業改良普及センター、地方振興事務所等)が積極的に関わり、関係機関打合せ(1月、4月、8月、11月)を開催することにより事業実施主体での改善を指導していく。 なお、導入施設の利用率は目標を達成しているものの、飼料用米の作付面積拡大に伴い成果目標値の基礎となる主食用米の「取組量」「作付面積」が減少し、いずれも目標年の数値を下回る状況となっている。今後、事業実施主体及び地元の関係機関において適正な作付調整が図られるよう誘導していく(年1回程度の打合せを開催する)。		

市町村名	事業実施主体名	メニュー① (対象作物・畜種等名)①	事業実施後の状況①						メニュー② (対象作物・畜種等名)②	事業実施後の状況②						事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考					
			成果目標の具体的な内容①	計画時(平成25年)	1年後(平成26年)	2年後(平成27年)	3年後(平成28年)	目標値(平成28年)		達成率	成果目標の具体的な内容②	計画時(平成25年)	1年後(平成26年)	2年後(平成27年)	3年後(平成28年)			目標値(平成28年)	達成率	交付金	都道府県費					市町村費	その他			
																												成果目標の具体的な内容①	成果目標の具体的な内容②	
名取市	有限会社耕谷サービス	土地利用型作物(稲)	事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取組む面積の割合を11.6ポイント増加。	78.40% (58.58ha/75ha)	67.10% (61.732ha/92ha)	77.70% (63.714ha/82ha)	24.73% (23ha/93ha)	90% (135ha/150ha)	-462.7%	事業の受益に係る経営面積のうち環境保全型農業に取組む面積について、平成27年度は77.7%まで増加したが、平成28年度は24.7%に減少し、成果目標値を大きく下回った。	土地利用型作物(稲)	事業実施地区における1等米比率が事業実施年度の前7年(平均)の値と比べて10ポイント改善。	69.30% (3,822俵/5,515俵)	69.25% (2,772俵/4,003俵)	48.37% (1,871俵/3,868俵)	77.71% (2,858俵/3,678俵)	79.30% (4,758俵/6,000俵)	84.1%	【穀類乾燥調整施設】(機能強化)乾燥機60石×4台 大型乾燥機30t×2台 貯蔵機1台(2.1-2.7t/hr) 色選別機1台(0.4~3.2t/hr) 穂増量(乾燥調整施設)ちみから穂増加工施設	203,364,000	82,500,000	0	0	130,864,000	平成27年5月31日	環境保全型農業に取り組む面積の割合については、委託している農地の一部が水持ちが悪く栽培管理に手が回っていないほか、環境保全米に適合した除草剤は効果が薄いため補完取組がやむを得ず環境保全米の対象外となること取組面積の大きな要因である。また農林水産省食料生産地域再生のための先端技術展開事業(H24～29年度)の現地実証受入等により、環境保全米の対象とならない直播栽培が増加している。さらにJAの指導により取組む稲作をひとめぼれに限定し、これまで環境保全米として取り組んだ他銘柄(みやこがね、まなむすめ、つや姫)を環境保全米とすることが出来なかったため、取組面積がさらに減少した。今後は関係機関と連携し、環境保全米に対応した使用資材の検討だけでなく、総合的な栽培管理方法の見直しを実施する。具体的には、土壌分析結果を考慮して適切な土づくりと施肥管理・水管理を行う。これに併せて一番の要因である除草剤について、農業改良普及センターやJAによる指導のもと、補充散布を必要としない有効性の高い除草剤の選定・使用について検討を行う。環境保全米構成の見直しもを行い、環境保全米取組面積の拡大に努め、目標の達成を目指す。	環境保全型農業への取組については、成果目標値を大幅に下回っており、「環境保全米」に対応できる基本技術の向上を基本に、大規模経営への対応も必要と考えられる。事業実施主体では、総合的な栽培管理方法の見直し(は場条件に応じた適切な土づくり・施肥・水管理の徹底、資材選定検討、環境保全米に準じた直播栽培検討等)を行うこととしていることから、その助言を関係機関で行うとともに、環境保全型農業の取組割合の増加を支援していく。	また、1等米比率改善の取組については、高温障害が発生した平成27年度は1等米比率が低下したものの、平成28年度は色選別機等の効果により1等米比率が約80%まで上昇した。しかしながら、成果目標値には届かなかったことから、選別機能向上や選別刈りだけでなく、生育制御によるみどり穂数の適正化など栽培技術のレベルアップによる1等米比率の向上と安定化が図られるよう、関係機関による指導・改善支援を行っていく。	環境保全米及び上位等級生産に係る技術向上にあたっては、県(農業改良普及センター、地方振興事務所等)が積極的に関わり、現地打合せ(1月、4月、11月)や現地検討・指導会(5月、6月、8月)を実施することにより事業実施主体での改善を指導していく。	なお、導入施設の利用率は目標を達成しているものの、近隣地区で集落営農や法人が新設され当該組織への集積が進んだ影響により、成果目標値の基礎となる全実用率(「作付面積」/「検査数値」)が減少し、いずれも目標値の数値を下回る状況となっている。今後、事業実施主体の経営体質強化や地元の関係機関において農地や全作業の委託が促進されるよう打合せ開催(年2回程度)を誘導していく。
都道府県平均達成率	-71.7%	総合所見	評価対象地区のすべての成果目標で未達成となった。特に、環境保全型農業の取組については目標値を大幅に下回っていることから、今後は早期の目標達成に向け、各事業実施主体への指導を重点的に行う。																											

(注) 1 別紙様式1号の2のIに準じて作成すること。
2 要綱第3の4の(2)のアのただし書きの場合には、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
3 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
4 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
5 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
6 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。